仕 様 書

1 業務名称

SAGA2024国スポ(サッカー・バレーボール)警備業務

2 業務目的

本仕様書は、SAGA2024国スポのサッカー競技及びバレーボール競技における 警備業務の実施により、安全かつ円滑な大会運営が行われることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から<u>令和6年10月31日(木)</u>までとする。 (業務準備及び報告書作成期間を含む)

4 業務場所及び業務実施期間・日時及び業務場所における配置箇所・人員 別紙「SAGA2024国スポ警備業務警備員配置計画表」(以下、「警備員配置計 画表」という)のとおり。

5 業務内容

- (1) 警備統括(責任者)業務
 - ア 警備計画書(配置図、指揮命令系統図、緊急事態発生時の通報連絡体制図)の 策定
 - イ 発注者、履行場所に配置する市職員で構成される実施本部(以下「実施本部」 という。)との連絡調整
 - ウ 警備員の統括及び業務状況(出勤・退勤、休憩、交代を含む。)の把握
 - エ 不測事態やトラブル発生時における警備員への的確な指示
 - オ 業務日誌の作成及び発注者への報告(業施実施日毎及び終了時)
 - カ 競技会場及び臨時駐車場等における警備員との連携及び連絡調整
 - キ その他警備統括(責任者)に伴う業務
- (2) 交通(横断)誘導警備業務
 - ア 競技会場駐車場における指定車両の識別(駐車許可証の確認)及び誘導
 - イ 競技会場周辺及び駐車場における車両・歩行者の整理・誘導及びコーン・バー 等による区画枠設置作業
 - ウ 競技会場駐車場における指定車両の駐車スペースの確保
 - エ バス及びタクシー等の安全確保・車両整理
 - オ 駐車場における空き台数等状況把握
 - カ 紛れ込み、誤進入車両、送迎車両等の誘導・排除
 - キ 満車時の措置及び空き駐車場への誘導

- ク 違法駐停車、迷惑駐車の防止・排除
- ケ 実施本部員との連携による駐車場への誘導
- コ 駐車場並びにその周辺おける交通状況の情報収集及び実施本部への情報提供
- サ その他車両等の整理・誘導・通行管理に伴う業務
- (3) 会場警備業務
 - ア 不審者及び不審物への警戒
 - イ 不法侵入者の防止対策及び排除
 - ウ 大会関係者の入場管理(ADカード)
 - エ 大会関係者以外立ち入り禁止区域における規制及び保安
 - オ 群衆流動時における雑踏整理、誘導、案内、規制等による雑踏事故防止
 - カ 群衆停滞箇所における過密状態の回避、流入制限及び歩行路等の動線運用確保
 - キ 仮設物、備品、会場装飾等の火災及び盗難・損壊等の防止
 - ク 事故発生時における関係機関・団体への通報
 - ケ その他不測事態への対応
- (4) 夜間警備業務
 - ア 仮設物、備品、会場装飾等の火災及び盗難・損壊等の防止
 - イ 施設保安のための巡回監視(会場隣接の駐車場も含む)
 - ウ 不審者及び不審物への警戒
 - エ 不法侵入者の防止対策及び排除
 - オ 迷惑駐車車両の排除
 - カ 事故発生時における関係機関・団体への通報
 - キ その他不測事態への対応
- (5) 前各号に掲げるもののほか、履行のために必要な業務

6 配置警備員の条件

配置する警備員は、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)及び関係 法令に定められた教育訓練を受け、現場活動に熟練度の高い者であること。警備員検定 の受検欠格事項に該当しない者であって、心身共に健康で体力的に頑強で機敏な行動が 可能な者であること。

また、統括責任者として警備員配置計画表記載の配置数とは別に1人を配置すること。なお、会場警備業務については競技会場ごとに雑踏警備業務に係る1級または2級 検定合格警備員を1名以上配置すること。

(1) 警備統括(責任者)

現場警備統括(責任者)として、警備計画書に基づき指揮下の警備員の指揮・監督を行う。

(2) 警備員

ア 統括責任者の指揮下、担当警備業務を的確に行う。

イ 現職として警備業務に従事している者(警備業務の実務経験が1年以上ある者が望ましい。)であること。

7 提出書類

- (1) 契約締結前に提出するもの
 - ア 警備契約内容書(法第19条第1項による書面)
- (2) 契約締結後に提出するもの
 - ア 警備契約報告書(法第19条第2項による書面)
 - イ 契約金額内訳明細書 (時間延長時の単価とするため)
 - ウ 警備計画書(配置図、指揮命令系統図、緊急事態発生時の通報連絡体制図等)
 - エ 配置する警備員の名簿
 - オ 加入している賠償責任保険、労働災害保険の保険証券の写し
 - カ 組織及び緊急時体制図
- (3) 競技における業務完了後に提出するもの
 - ア 警備業務日誌(受託者が通常業務で使用している様式可、を毎日提出する。)
 - イ 業務完了報告書
 - ウ 事故発生報告書(事故処理後、速やかに提出する。)
 - エ その他発注者が指示する書類

8 適用

(1) 範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、発注者と協議のうえ、受託者の責任において、誠実に履行すること。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。また、本仕様 書に記載のない事項であっても、本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、発 注者と十分に協議し業務を遂行すること。

9 法令、条例等の遵守

- (1) 本業務の履行に関係する法令、条例等は遵守すること。
- (2) 異常事態発生の場合には、直ちに警備員を現場に急行させ、異常事態の確認を 行うとともに、火災の場合は消防署へ、盗難・破壊行為等の場合は警察署へ連絡 し、併せて別に発注者で定める責任者へ直ちに連絡し、協力して事態の処理にあた ること。

10 再委託の取扱い

(1) この契約の履行に当たり、再委託は行えないものとする。

11 秘密の保持

本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。

12 その他留意事項

- (1) 配置する警備員は、無線機等を使用し相互に連絡を密に取れる体制を整えること。 なお、警備業務実施上必要な物品は、受託者が用意すること。
- (2) 警備員は、身なり、言動に注意し、大会関係者及び一般観覧者等に対応すること。
- (3) 警備員は、法及び関係法令に定められた制服を着用し、名札を着けて業務に従事すること。
- (4) 配置場所までの警備員の交通手段の措置は、受託者が行うこと。なお、交通手段は可能な限り公共交通機関及び自転車・バイク等を利用し、車で乗り入れする場合は、可能な限り相乗等の措置を講ずること。
- (5) 受託者は、業務遂行に先立ち、発注者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (6) 別紙「警備員配置計画表」における配置人数は、常時配置人数であるため、労働 基準法に基づく休憩等のための交代要員を配置すること。なお、警備員の休息・交 代等による人事管理及び食事等の手配については、受託者側で実施すること。
- (7) 警備員配置計画表に示す業務時間は予定時間であり、競技終了時間の延長等により業務時間に変更が生じる場合があるが、柔軟に対応し、業務を遂行すること。
- (8) 業務日ごとの終了時刻は、競技終了時間の延長等により変更する場合があるため、 実施本部員の指示によるものとする。
- (9) 配置位置については平常時の体制であり、発注者は混雑に応じて効率的な配置シフト及び警備員の増員を要請する場合がある。
- (10) 警備員数及び業務場所等業務内容に変更が生ずる場合または業務開始時間前に 中止が決定した場合については、その費用も含め別途協議し、処理するものとする。
- (11) 競技の終了後、速やかに業務完了報告書を発注者に提出すること。
- (12) 受託者は、本業務を実施するにあたって警備員の責任において発生した損害(第 三者に及ぼした損害を含む。)については、受託者が賠償すること。 また、万が一の損害賠償に備えて、賠償責任保険に加入し発注者の確認を受ける こと。
- (13) 受託者は、その責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。
- (14) 受託者は、発注者に対し、過去の経験を生かした多角的なアドバイスを行うこと。
- (15) 施設管理者による通常警備との整合性を図ること。